

配布資料集

- 資料 1 平成 29 年堺市感染症発生動向調査事業報告
- 資料 1-1 平成 29 年全数把握感染症（一類～五類及び指定感染症）の報告数
 - 資料 1-2 平成 29 年感染症発生動向調査疾患別・週別の報告数
 - 資料 1-3 5 年間の感染症発生動向調査の比較グラフ
 - 資料 1-4 平成 29 年感染症発生動向調査疾患別・月別の報告数
- 資料 2 堺市内定点医療機関の変更について
- 資料 3 感染症トピックス
- 資料 3-1 百日咳
 - 資料 3-2 風しん
- 資料 4 法・通知関係の報告
-
- 参考資料 1 堺市感染症発生動向調査事業実施要綱
- 参考資料 2 堺市感染症発生動向調査委員会規則

堺市衛生研究所
(堺市感染症情報センター)

平成29年全数把握感染症（一類～五類及び指定感染症）の報告数

感染症類型	疾患名	堺市		大阪府 (H29)	全国 (H29)
		H29	H28		
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱				
二類感染症	急性灰白髄炎				
	結核*	138	163	1,881	16,789
	ジフテリア				
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）				
	中東呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）				
	鳥インフルエンザ（H5N1）				
	鳥インフルエンザ（H7N9）				
三類感染症	コレラ			1	7
	細菌性赤痢			7	141
	腸管出血性大腸菌感染症	27	18	166	3,904
	腸チフス		1	3	37
	パラチフス			3	14
四類感染症	E型肝炎			10	305
	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）			12	285
	A型肝炎				26
	エキノコックス症				14
	黄熱				8
	オウム病				4
	オムスク出血熱				14
	回帰熱				8
	キャサヌル森林病				4
	Q熱				5
	狂犬病				90
	コクシジオイデス症				2
	サル痘				4
	ジカウイルス感染症			1	5
	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）			1	90
	腎症候性出血熱				2
	西部ウマ脳炎				2
	ダニ媒介脳炎				5
	炭疽				448
	チクングニア熱			2	245
	つつが虫病			2	245
	デング熱	3	1	21	245
	東部ウマ脳炎				
	鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）				
	ニパウイルス感染症				
	日本紅斑熱			6	337
	日本脳炎				3
	ハンタウイルス肺症候群				
	Bウイルス病				
	鼻疽				
	ブルセラ症				2
	ベネズエラウマ脳炎				
	ヘンドラウイルス感染症				
	発しんチフス				
	ボツリヌス症				4
	マラリア			2	61
	野兔病				
	ライム病				19
	リッサウイルス感染症				
	リフトバレー熱				
類鼻疽				1	
レジオネラ症	7	4	83	1,731	
レプトスピラ症				47	
ロッキー山紅斑熱					

感染症類型	疾患名	堺市		大阪府 (H29)	全国 (H29)
		H29	H28		
五類感染症	アメーバ赤痢	16	13	124	1,089
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）			21	295
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	13	24	138	1,660
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）		3	41	701
	クリプトスポリジウム症			2	19
	クロイツフェルト・ヤコブ病			1	12
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	3	25	588
	後天性免疫不全症候群	17	14	171	1,391
	ジアルジア症			4	60
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	6	3	37	372
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1	1	3	25
	侵襲性肺炎球菌感染症	27	13	269	3,204
	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	2	2	22	313
	先天性風しん症候群				
	梅毒				
	播種性クリプトコックス症	26	20	840	5,820
	破傷風			8	136
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		1	6	125
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症				
	風しん			27	83
麻しん			10	91	
薬剤耐性アシネトバクター感染症	1		9	187	
新型インフルエンザ等感染症	1		1	28	
	新型インフルエンザ				
	再興型インフルエンザ				

・堺市内発生件数はNESID（感染症サーベイランスシステム）にて平成30年9月30日に集計したもの
大阪府・全国は、NESID年報速報値（平成30年2月23日集計分）を転記

*結核の報告数は結核予防会結核研究所における報告数

平成29年感染症発生動向調査疾患別・週別の報告数

資料1-2

(定点把握感染症(性感染症を除く))

定点	疾患別 / 週別	1週	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	インフルエンザ (29)	200	438	683	1091	1094	817	692	332	221	186	124	51	57	40	40	43	30	31	15
小児科	RSウイルス感染症	3	4	5	6	2	1	9	4	3	9	8	6	3	3	3	4	4	7	7
	咽頭結膜熱	3	1	5	3	4	7	9	7	7	9	8	6	5	6	6	3	13	7	12
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	15	14	20	13	21	15	25	22	29	35	25	34	26	30	39	30	26	30
	感染性胃腸炎	46	53	40	41	37	32	40	43	38	35	26	42	46	52	64	50	62	66	71
	水痘	8	4	2	7	2	4	2	2	4	6	14	2	4	9	4	3	6	1	5
	手足口病	1	2	2	4	5	2	4	6	7	5	3	0	1	3	11	9	10	14	15
	伝染性紅斑	1	1	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	突発性発しん	1	6	2	2	2	4	6	5	3	3	0	2	6	3	5	8	9	7	7
	百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	3	5	8	9
	(19)	ヘルパンギーナ	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	1	0	0	0	1
	流行性耳下腺炎	17	10	5	16	9	8	9	5	6	9	5	5	8	6	9	6	6	2	7
眼科(5)	急性出血性結膜炎	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	流行性角結膜炎	0	2	2	1	2	0	1	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	2
基幹	細菌性髄膜炎	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	マイコプラズマ肺炎	1	3	2	0	3	0	3	4	1	2	1	1	1	0	2	0	3	3	0
	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	1	3	2	5	6	10	10

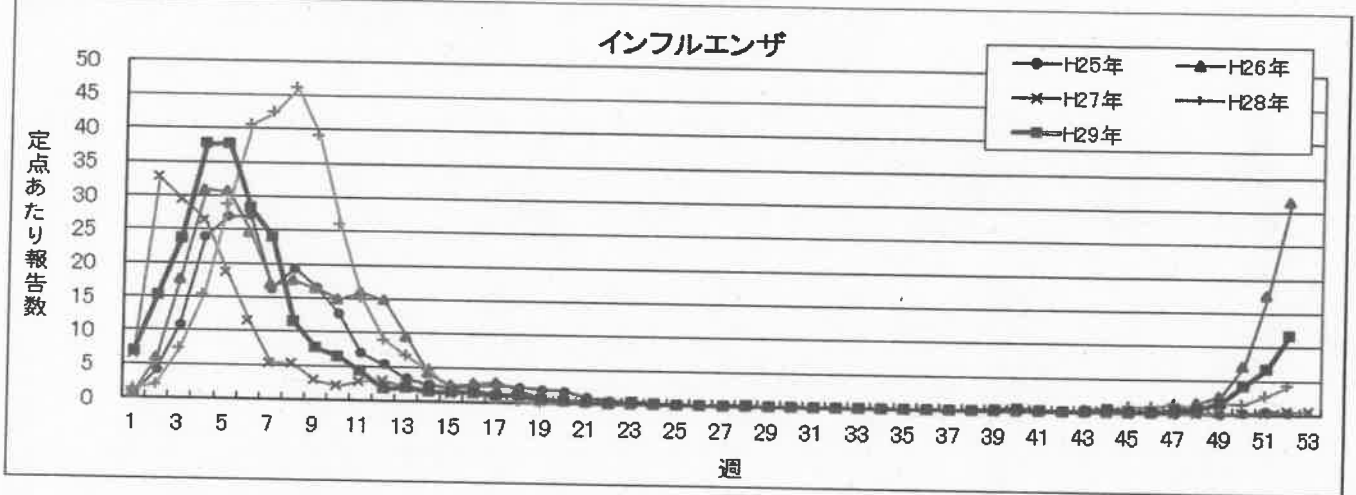
定点	疾患別 / 週別	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	インフルエンザ	9	8	5	11	5	2	0	2	4	0	1	0	1	0	2	0	1	0	2
小児科	RSウイルス感染症	2	1	2	1	3	3	1	2	2	3	11	13	12	34	47	64	55	48	59
	咽頭結膜熱	8	9	14	12	14	14	9	7	7	3	4	8	6	2	6	0	5	2	2
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	50	56	50	43	56	51	33	58	33	20	15	8	20	18	15	14	18	22	24
	感染性胃腸炎	79	76	89	73	61	86	77	66	45	39	48	23	26	37	29	31	26	35	28
	水痘	1	3	2	3	2	0	4	2	7	1	2	2	1	3	1	3	1	3	0
	手足口病	18	26	34	40	47	63	117	142	194	153	119	113	56	36	27	16	16	26	11
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	突発性発しん	7	3	6	4	6	5	9	6	4	8	7	5	0	3	8	6	5	5	3
	百日咳	0	0	0	1	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	ヘルパンギーナ	1	4	2	3	8	18	9	31	41	24	19	42	13	8	18	9	6	4	2
	流行性耳下腺炎	4	5	4	2	5	2	2	3	4	4	1	2	0	2	0	3	1	4	2
眼科	急性出血性結膜炎	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流行性角結膜炎	0	0	3	5	0	4	0	3	6	4	13	5	7	5	1	0	1	1	0
基幹	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無菌性髄膜炎	1	0	0	1	1	1	0	1	1	0	3	1	2	5	2	1	1	0	0
	マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	1	2	1	0	1	2	1	0	2	0	1	1	3	0	0
	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	5	3	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

定点	疾患別 / 週別	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	H29合計	H28合計	H27合計
	インフルエンザ	7	10	3	1	3	15	7	7	13	21	47	122	196	339	7029	8678	4390
小児科	RSウイルス感染症	38	37	22	21	19	27	31	16	26	29	30	19	18	10	797	535	627
	咽頭結膜熱	3	1	2	3	0	0	5	7	3	2	4	10	3	0	296	255	212
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	28	22	25	18	23	13	39	46	44	43	45	38	38	23	1506	1204	2157
	感染性胃腸炎	31	34	26	26	30	26	41	33	18	44	42	53	60	60	2382	3520	3041
	水痘	3	2	2	2	3	3	10	3	3	6	12	7	5	5	196	244	388
	手足口病	5	6	8	16	10	5	4	1	4	3	3	6	2	0	1431	138	1745
	伝染性紅斑	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	12	106	544
	突発性発しん	3	5	2	8	2	7	2	4	6	2	2	2	7	4	233	242	277
	百日咳	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	14	12
	ヘルパンギーナ	3	1	3	6	4	5	7	7	6	1	6	2	5	4	334	697	343
	流行性耳下腺炎	2	2	1	0	3	1	5	6	1	2	0	2	0	2	225	884	135
眼科	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	8	5	2
	流行性角結膜炎	1	6	3	1	1	0	0	1	0	1	1	4	3	2	98	148	114
基幹	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5	4	7
	無菌性髄膜炎	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	27	19	12
	マイコプラズマ肺炎	0	0	0	4	1	1	1	0	1	1	1	2	0	1	58	225	95
	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	57	86	28

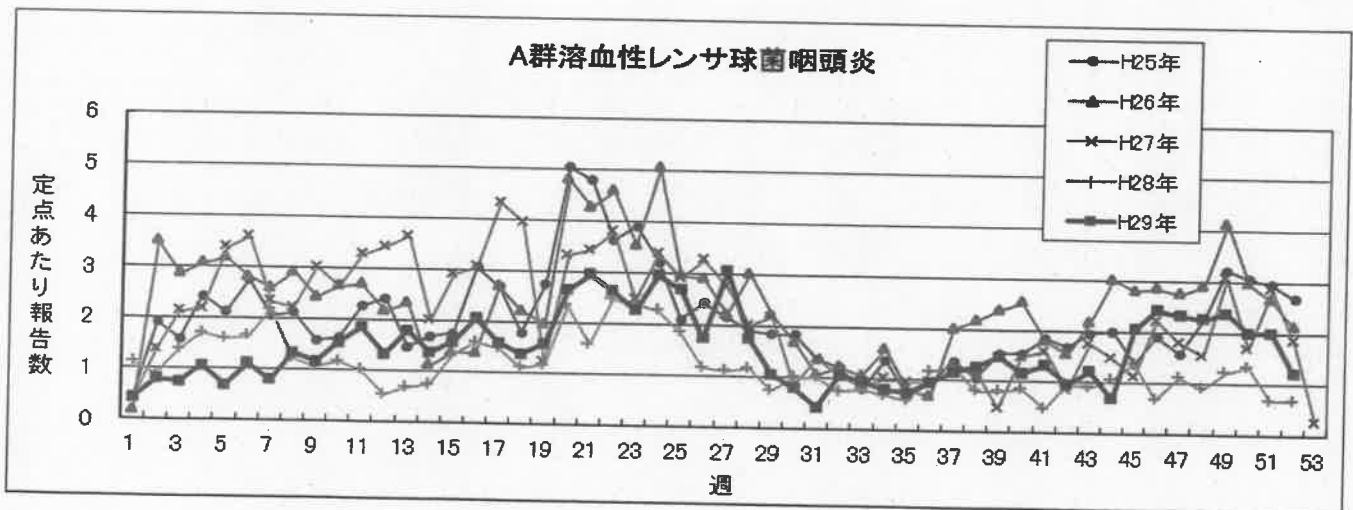
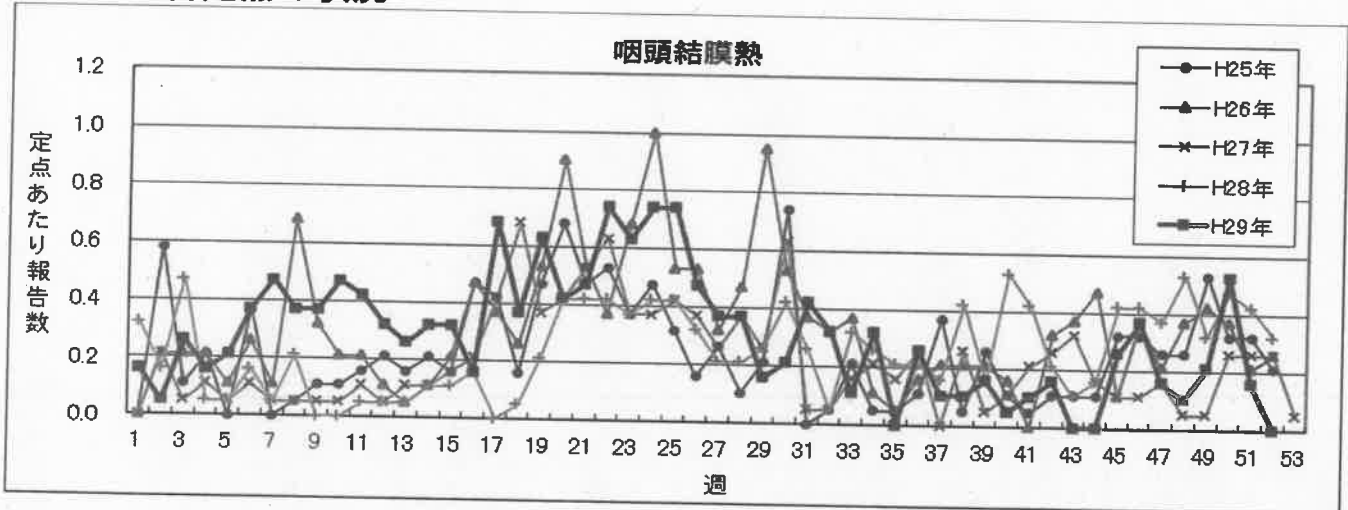
5年間(2013年(H25)～2017年(H29))の 感染症発生動向調査の比較グラフ

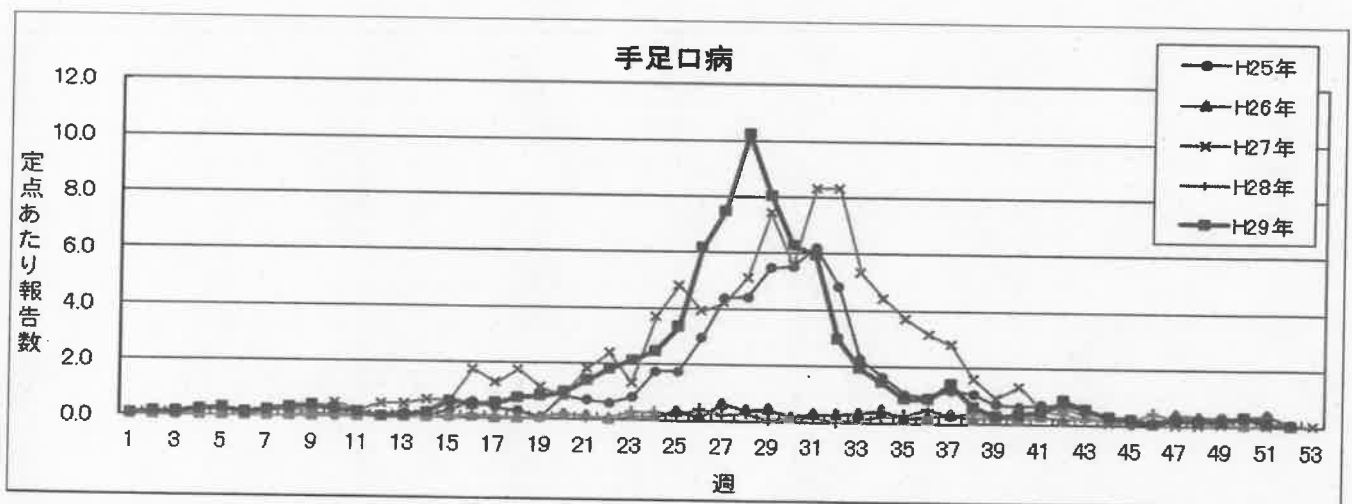
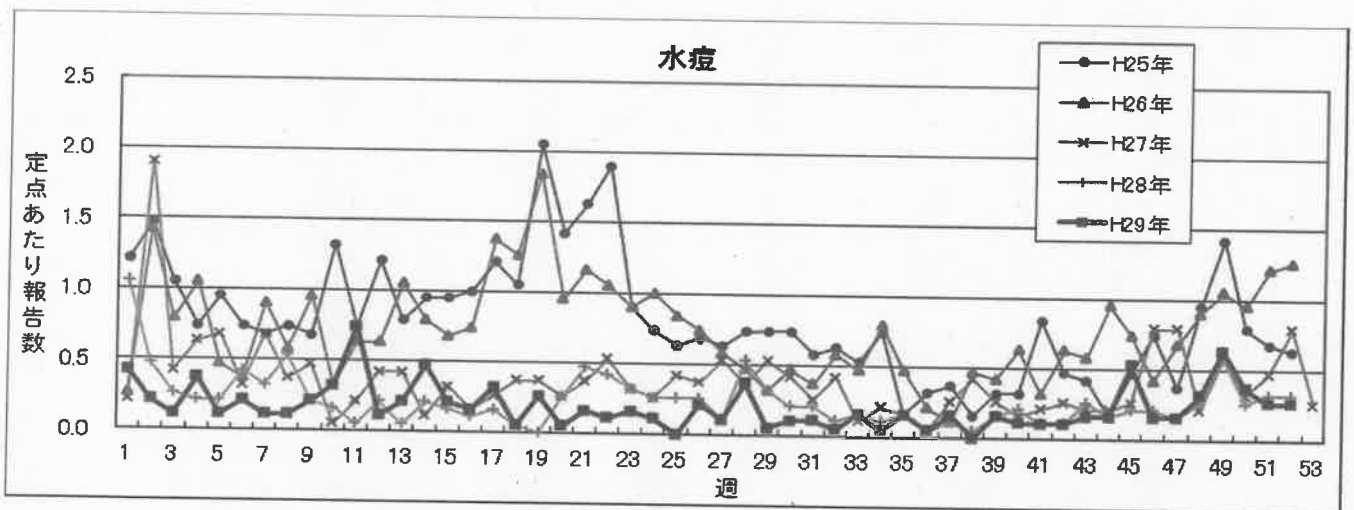
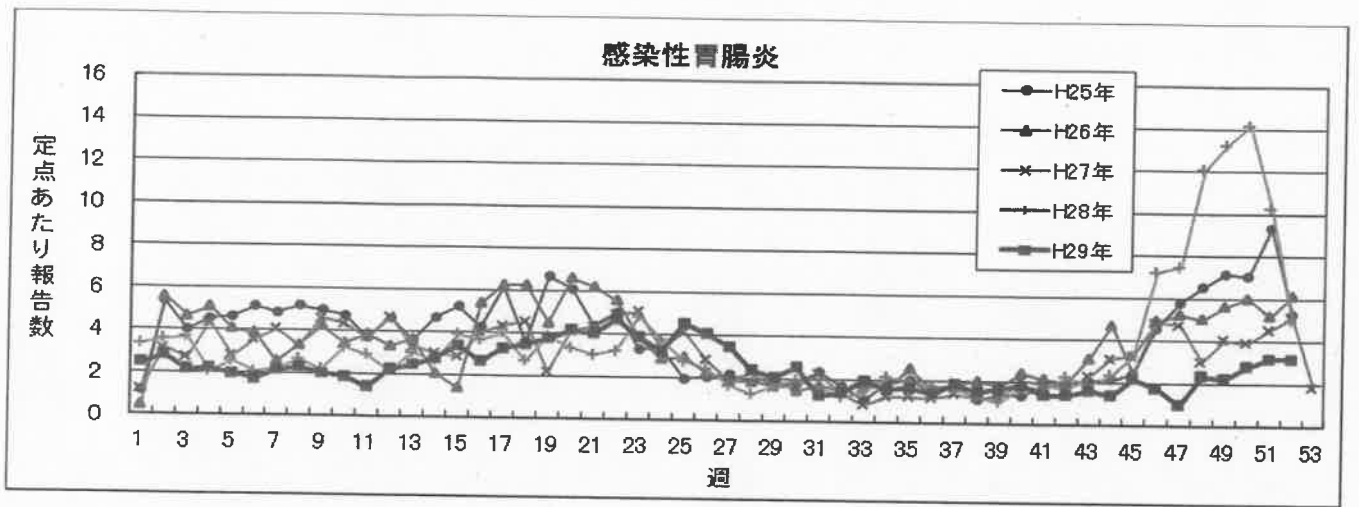
資料 1 - 3

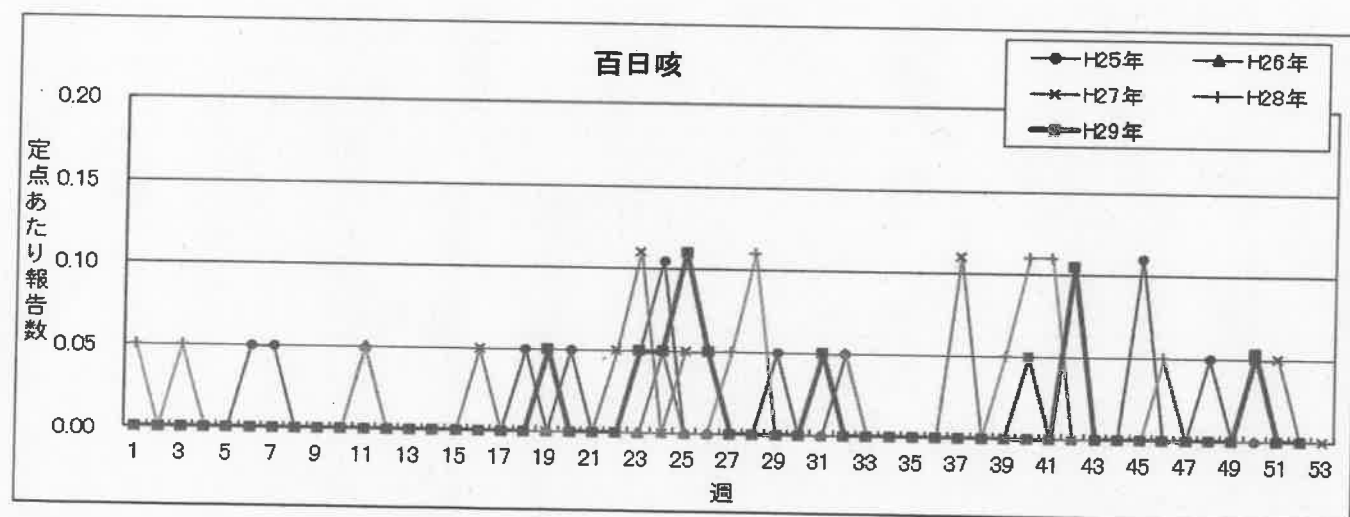
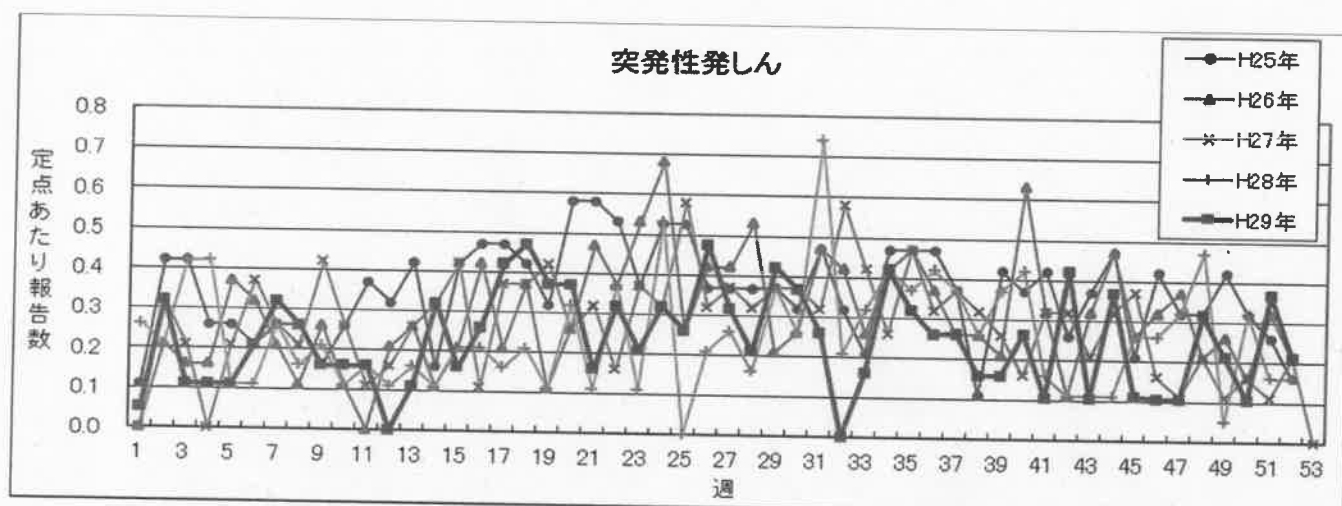
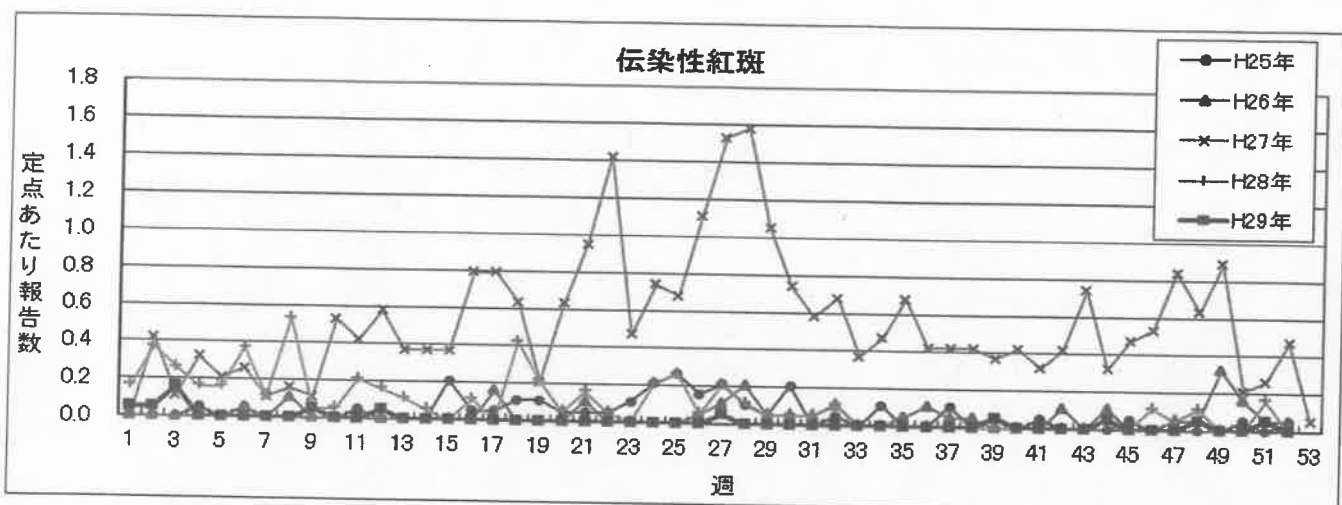
● インフルエンザ定点の状況

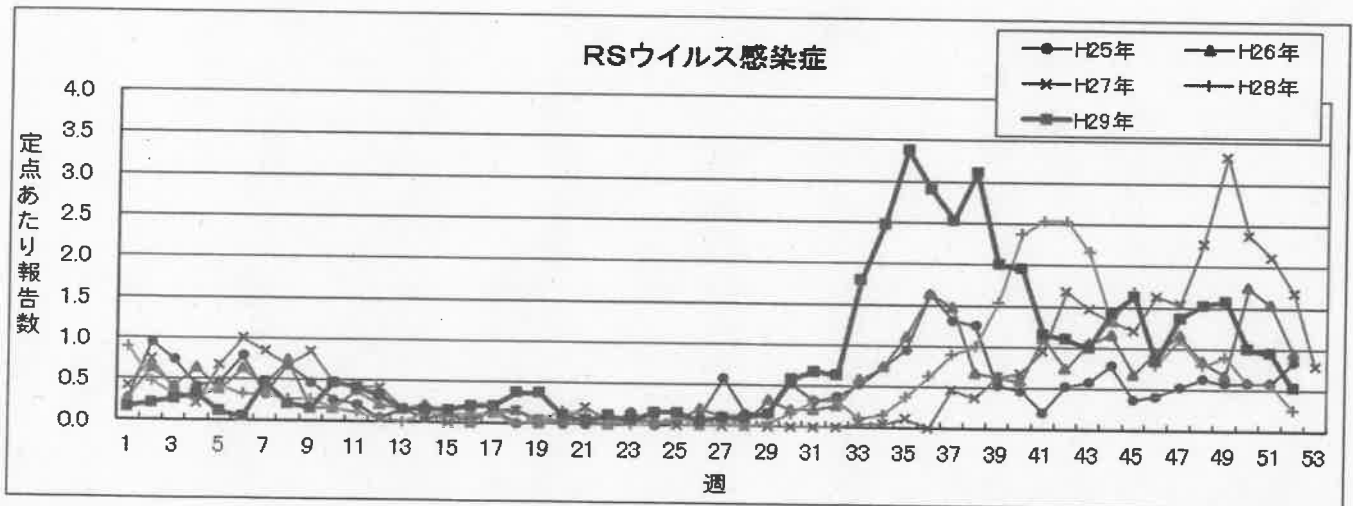
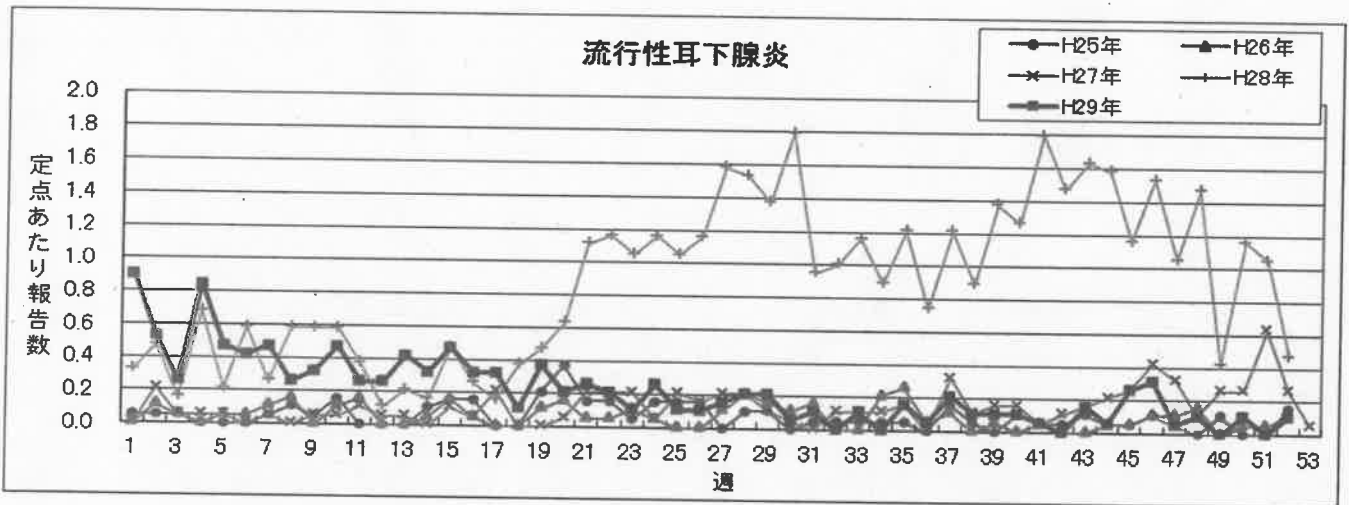
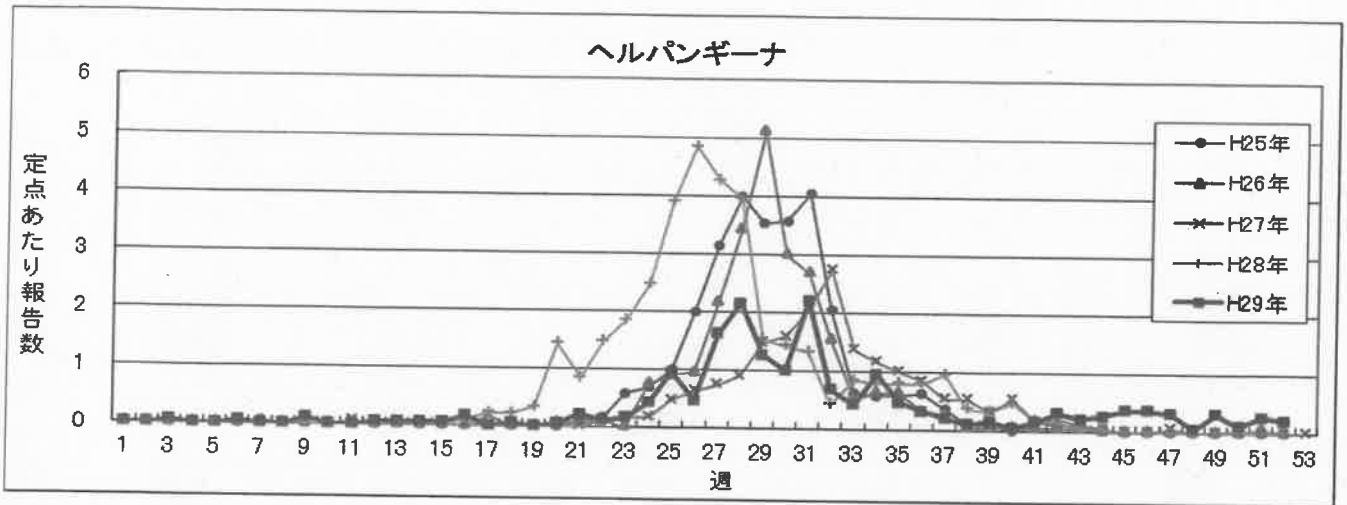


● 小児科定点の状況

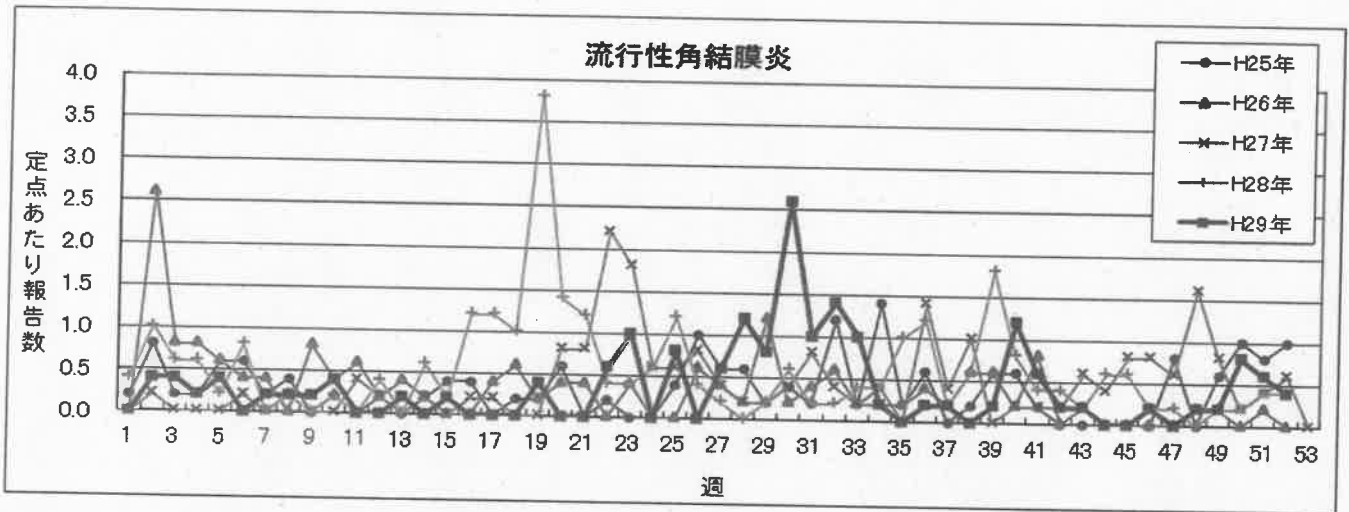
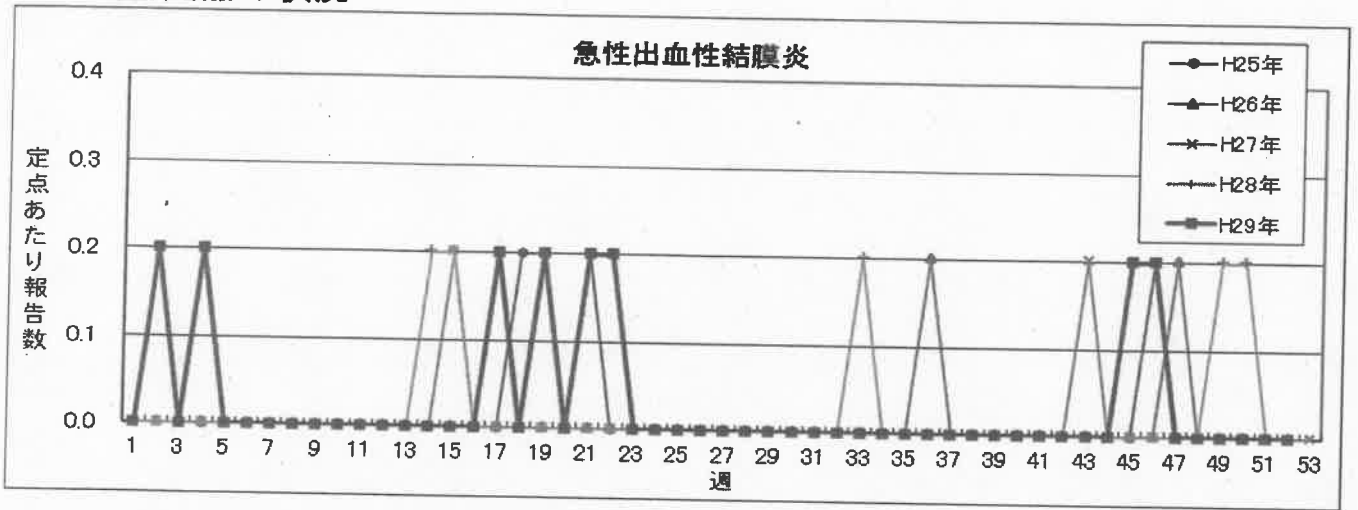








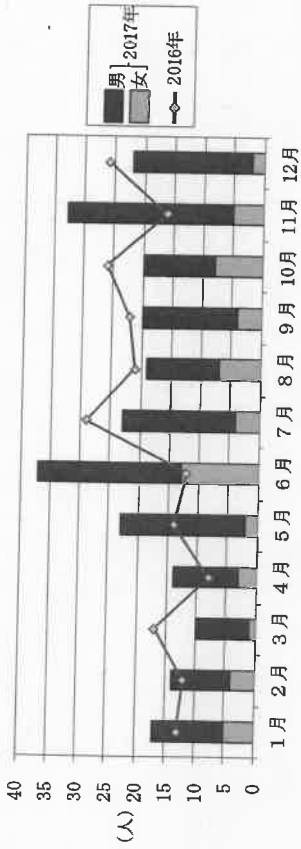
● 眼科定点の状況



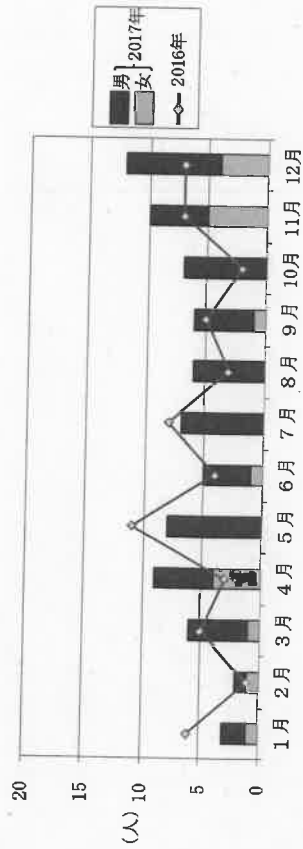
平成29年感染症発生動向調査疾患別・月別の報告数

平成29年 月別状況	(定点把握感染症(性感染症))												H29合計	対前年比	H28合計	H27合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
性器クラミジア感染症	男	12	10	9	11	21	24	19	12	16	28	20	194	115%	169	149
	女	5	4	1	3	2	13	4	7	4	5	2	58	123%	47	57
	計	17	14	10	14	23	37	23	19	20	33	22	252	117%	216	206
性器ヘルペス感染症	男	3	6	5	4	10	7	2	6	3	7	8	68	131%	52	37
	女	3	3	3	1	6	1	2	4	1	0	1	26	130%	20	26
	計	6	9	8	5	16	8	4	10	4	7	9	94	131%	72	63
尖圭コンジローマ	男	2	1	5	5	8	4	7	6	5	5	8	63	137%	46	35
	女	1	1	1	4	0	1	0	0	1	5	4	18	113%	16	26
	計	3	2	6	9	8	5	7	6	6	10	12	81	131%	62	61
淋菌感染症	男	11	11	7	7	8	14	11	7	8	8	5	104	87%	119	106
	女	2	0	0	2	0	4	5	1	2	1	1	19	211%	9	17
	計	13	11	7	9	8	18	16	8	10	9	6	123	96%	128	123
合計	39	36	31	37	55	68	50	43	40	42	60	49	550	115%	478	453

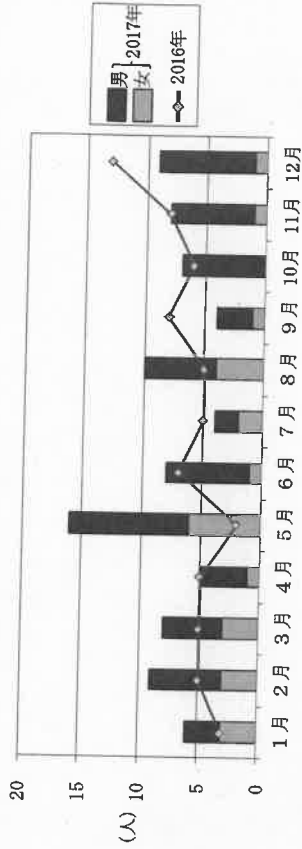
性器クラミジア感染症



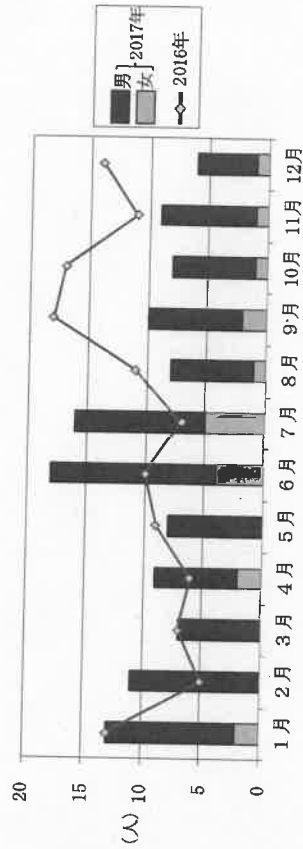
尖形ロンドンローマ



性器ヘルペスウイルス感染症



淋菌感染症



堺市内定点医療機関の変更について

【平成30年内の定点医療機関の変更について】

- ・平成29年は定点医療機関の変更なし。
- ・平成30年内の変更は以下の通り。

月 日	ご辞退いただいた医療機関	新規定点医療機関
3月31日	・藤沢小児科（小児科）【南区】 ・近畿大学医学部堺病院（小児科）【南区】	
6月1日		・いしいこどもクリニック（小児科）【西区】 ・上野内科・小児科クリニック（小児科）【堺区】
6月30日 ／7月1日	・にしがき小児クリニック（小児科）【東区】	・ぐんぐんキッズクリニック（小児科）【北区】
8月31日 ／9月1日	・田中内科（内科）【中区】	・杉山クリニック（内科）【中区】

・区ごとの各科定点医療機関数

定点種別	北区	東区	美原区	堺区	西区	中区	南区	合計
内科	2	1	1	1	3	1	1	10
小児科	6			3	4	2	4	19
眼科	2		1	1	1			5
性感染症	1			3		1	2	7
基幹					1	1		2

(平成30年9月1日現在)

- ・今回の定点医療機関の変更により東区内の小児科定点が0となったため、区別患者発生数等の計数時には、北区・東区・美原区の合計として算出して対応。

堺市内定点医療機関一覧

平成30年9月1日現在

医療機関名		電話番号	郵便番号	所在地	定 点	疑似症定 点	
内科	森クリニック	0723-63-2662	587-0001	美原区大保16-1	○	○	
	白島内科	072-265-5501	593-8326	西区鳳西町3-3-9	○	○	
	やまさき内科・胃腸科クリニック	072-267-6776	593-8327	西区鳳中町2-31-6 アカイビル1F	○	○	
	中野医院	072-296-5726	590-0111	南区三原台3-39-20	○	○	
	杉山クリニック	072-276-1717	599-8236	中区深井沢町3294	○	○	
	大阪労災病院	072-252-3561	591-8025	北区長曾根町1179-3	○	○	
	秀峰会 岡原診療所	072-286-6110	599-8112	東区日置荘原寺町43-1	○	○	
	藤田医院	072-251-4110	591-8011	北区南花田町302-14	○	○	
	(地独)堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	072-272-1199	593-8304	西区家原寺町1丁1番1号	○	○	
	たちばな内科クリニック	072-244-8800	590-0804	堺区緑ヶ丘南町3丁2-18	○	○	
	いしだクリニック	072-222-2269	590-0957	堺区中之町西3-1-15		○	
	養田医院	072-232-4967	590-0959	堺区大町西1-2-24		○	
	小林内科医院	072-252-6200	591-8023	北区中百舌鳥町6-867		○	
	(医)西山会 西山医院	072-259-7511	591-8023	北区中百舌鳥町6-998-3-6-101		○	
	山戸クリニック	072-258-1520	591-8036	北区百舌鳥本町1-7-2		○	
	小林内科医院	072-296-2010	590-0143	南区新松尾台4-15-7		○	
	(医)宏済会 三木内科	072-291-2257	590-0116	南区若松台2-2-8		○	
	中尾内科クリニック	072-279-6250	599-8235	中区深井東町2648-16		○	
	片上医院	072-237-6101	598-8232	中区新家町13-11		○	
	村田医院	072-237-0256	599-8242	中区陶器北655-1		○	
	武田眼科	072-285-0806	599-8114	東区日置荘西町1-47-17		○	
	(医)薫風会 西川クリニック	072-239-1141	599-8122	東区丈六160-1		○	
	(医)藤森クリニック	072-286-5088	599-8114	東区日置荘西町6-7-1		○	
	(医)岡原クリニック	072-267-6789	593-8322	西区津久野町3-27-50		○	
	(医)面川外科胃腸科	072-271-1801	593-8307	西区平岡町280-2		○	
	(医)高田外科	072-266-0222	592-8342	西区浜寺船尾町西4-496		○	
	小児科	樋上小児科	072-273-7100	593-8324	西区鳳東町2-164-5	○	○
		木寺クリニック	072-272-1313	593-8312	西区草部1349-3	○	○
		明和会 八木医院	072-293-6223	590-0117	南区高倉台3-3-2	○	○
		いしいこどもクリニック	072-270-7415	593-8303	西区上野芝向ヶ丘町4-24-26	○	○
医真会 あかざわ小児科		072-297-7771	590-0134	南区御池台3-2-4	○	○	
上野内科・小児科クリニック		072-232-1314	590-0023	堺区南三国ヶ丘町1丁1-13	○	○	
平山こどもクリニック		072-230-0143	590-0103	南区深阪南112-2	○	○	
将正会 山口こどもクリニック		072-295-7270	590-0138	南区鴨谷台2-1-5 サンピ72番館2階	○	○	
かなざきこどもクリニック		072-289-3100	599-8234	中区土塔町3327番地	○	○	
ベルランド総合病院小児科		072-234-2001	599-8247	中区東山500-3	○	○	
一隅会 川上クリニック		072-250-6211	591-8002	北区北花田町4-99-15	○	○	
大阪労災病院小児科		072-252-3561	591-8025	北区長曾根町1179-3	○	○	
小林小児科医院		072-252-2149	591-8023	北区中百舌鳥町6-861	○	○	
ぐんぐんキッズクリニック		072-275-8502	591-8023	北区中百舌鳥町2丁21大休ビル1階	○	○	
同仁会 みみはらファミリークリニック		072-252-1507	591-8004	北区蔵前町1204-1	○	○	
(医)たけなかキッズクリニック		072-240-0080	591-8025	堺市北区長曾根町1467番地1メディカルエイトワンビル2F	○	○	
(地独)堺市立病院機構 堺市立総合医療センター		072-272-1199	593-8304	西区家原寺町1丁1番1号	○	○	

	石村小児科医院	072-258-4752	590-0025	堺区向陵東町2-2-11	○	○
	同仁会 みみはら高砂クリニック	072-241-4990	590-0820	堺区高砂町4-109-2	○	○
	もじ子どもクリニック	072-240-5155	591-0825	堺市北区長曾根町3069-6 新金岡ビル		○
眼科	当麻眼科医院	072-258-1352	591-8022	北区金岡町893	○	
	武田眼科	072-285-0806	599-8114	東区日置荘西町1-47-17	○	
	(地独) 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	072-272-1199	593-8304	西区家原寺町1丁1番1号	○	
	米寿会 米本眼科	072-224-2282	590-0011	堺区香ヶ丘町1-3-5	○	
	山田眼科医院	072-246-8866	591-8037	北区百舌鳥赤畑町4-254	○	
	石橋レディースクリニック	072-279-1152	599-8236	中区深井沢町3301 第2安田ビル	○	
STD	(医) 大貴会ほり泌尿器科クリニック	072-253-7890	591-8023	北区中百舌鳥町2-39 クリスタルなかもず502	○	
	児玉泌尿器科	072-222-1717	590-0028	堺区三国ヶ丘御幸通8三国ヶ丘ビル4F	○	
	淵レディースクリニック	072-233-8728	590-0021	堺区北三国ヶ丘町8-8-15Diekabine2F	○	
	大槻レディースクリニック	072-290-6000	590-0115	南区茶山台1-2-4 パンジョ西館3階	○	
	医療法人浩英会もりもと泌尿器科クリニック	072-268-2000	590-0138	堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池アクト2階	○	
	今井医院	072-257-1682	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町4丁343-5	○	
基幹	ペルランド総合病院					
	同病院 内科	072-234-2001	599-8247	中区東山500-3	○	
	(地独) 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	072-272-1199	593-8304	西区家原寺町1丁1番1号	○	○

感染症トピックス—百日咳—

【法令改正について】

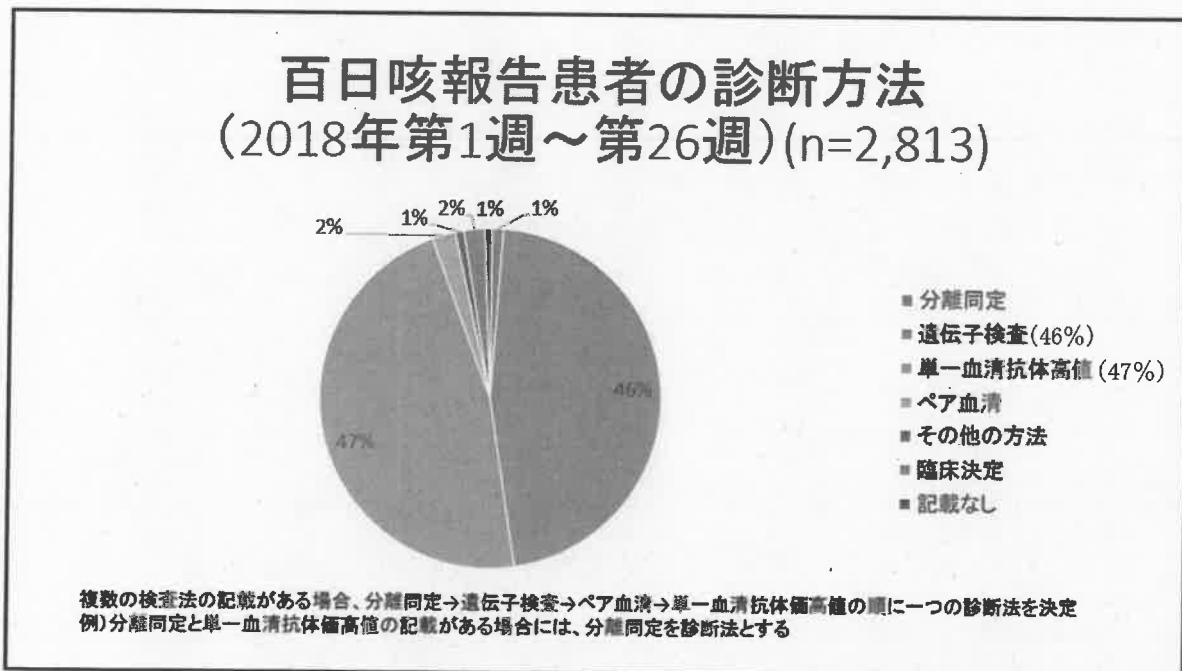
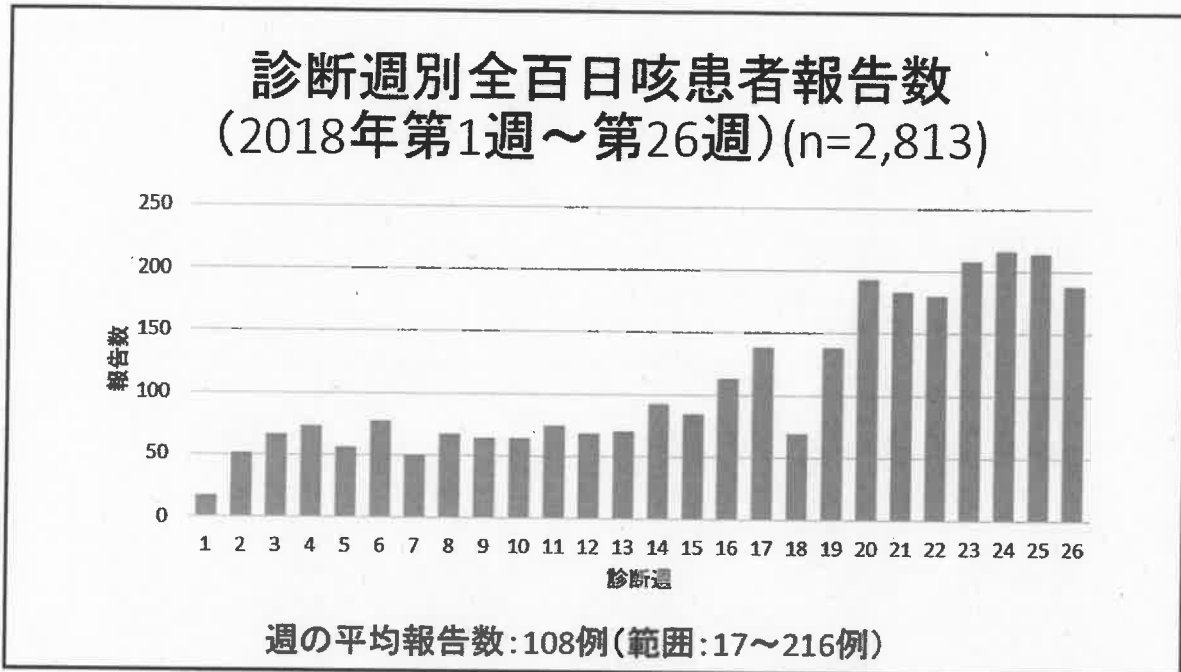
- ・平成 29 年 12 月 15 日 健感発 1215 第 1 号、同日付健感発 1215 第 2 号にて発出
平成 30 年 1 月 1 日適用

改正前	改正後
感染症法に基づく 5 類感染症 定点把握疾患	感染症法に基づく 5 類感染症 全数把握疾患
小児科定点医療機関から週単位の報告 臨床診断による報告	全ての医師が、診断後 7 日以内に届出 原則全例、検査診断を実施 ※検査確定例と接触歴のある百日咳の臨床的特徴を有する症例は除く。
患者の年齢・性別	患者の予防接種歴、検査方法、家族内や周囲での流行の有無等の届出を追加

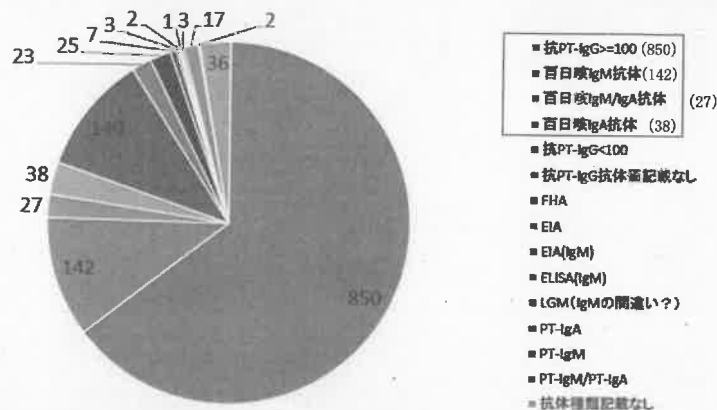
- ・成人例を含む百日咳患者の発生動向の正確な把握
- ・迅速な確定例への公衆衛生対応の実施
(重症化しやすいワクチン未接種の乳児への感染予防対応)

【全国での感染症発生状況】

(「2018年第1週から第26週(*)までにNESIDに報告された百日咳患者のまとめ」より)



「単一血清の抗体価高値」を診断根拠に届けられた百日咳報告患者(n=1,316)の検査結果内訳

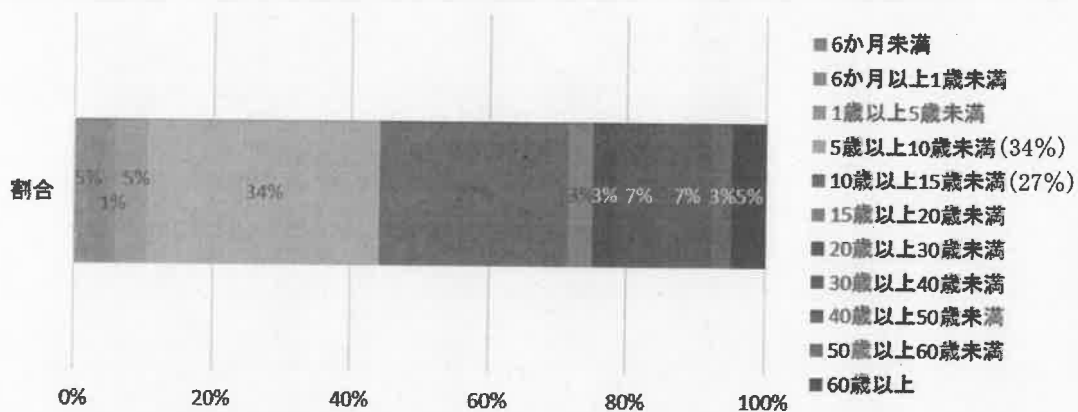


報告の約80%が届出ガイドライン*の診断基準を満たしていた(赤い四角の枠内)

(*)百日咳 感染症法に基づく医師届出ガイドライン(初版)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/id/610-disease-based/ha/pertussis/idsc/7994-pertussis-guideline-180425.html>

届出ガイドラインの診断基準を満たした百日咳患者症例(*) (n=2,517)の各年齢群の割合(2018年第1週~第26週)



(*)百日咳 感染症法に基づく医師届出ガイドライン(初版)に則った症例のみを抽出

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/id/610-disease-based/ha/pertussis/idsc/7994-pertussis-guideline-180425.html>

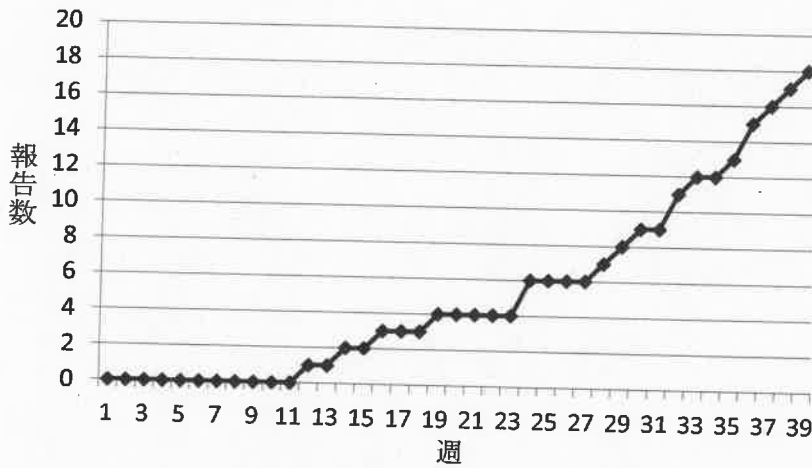
参照 URL:

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/pertussis-m/pertussis-idwrs/8249-pertussis-180815.html>

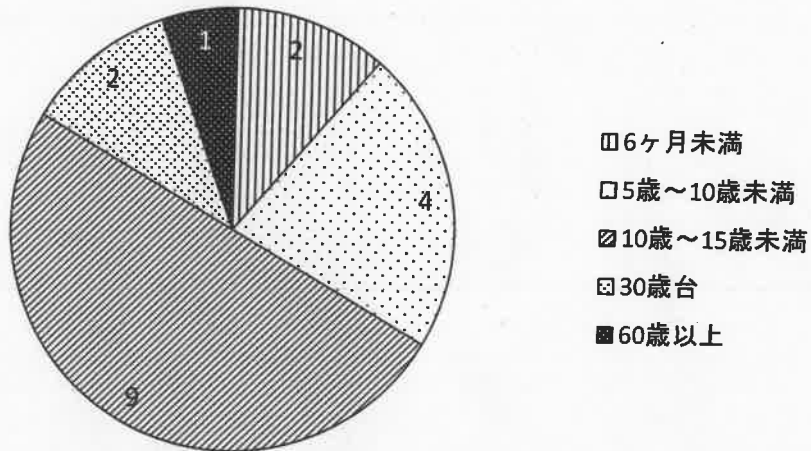
【堺市内の発生状況】

・平成30年9月30日現在 18例の届出有

百日咳患者報告数



年齢群別報告数



百日咳診断に用いられた診断方法

診断方法	報告数
遺伝子検査	8 (すべて LAMP 法)
単一血清抗体価高値	9 (PTIgG >= 100: 7, IgM: 1, IgA: 1)
臨床決定	1

感染症トピックス—風しん—

【風しん流行状況について】

- ・平成 30 年 7 月下旬頃から関東地方を中心に風しんの報告数が増加。
- ・大阪府でも 8 月下旬頃から患者数が増加。本年の風しんの報告数は 7 月までに 2 人、8 月は 3 人、9 月は 23 日までで 11 人と数週間の間に急増。今後も拡大する可能性あり。

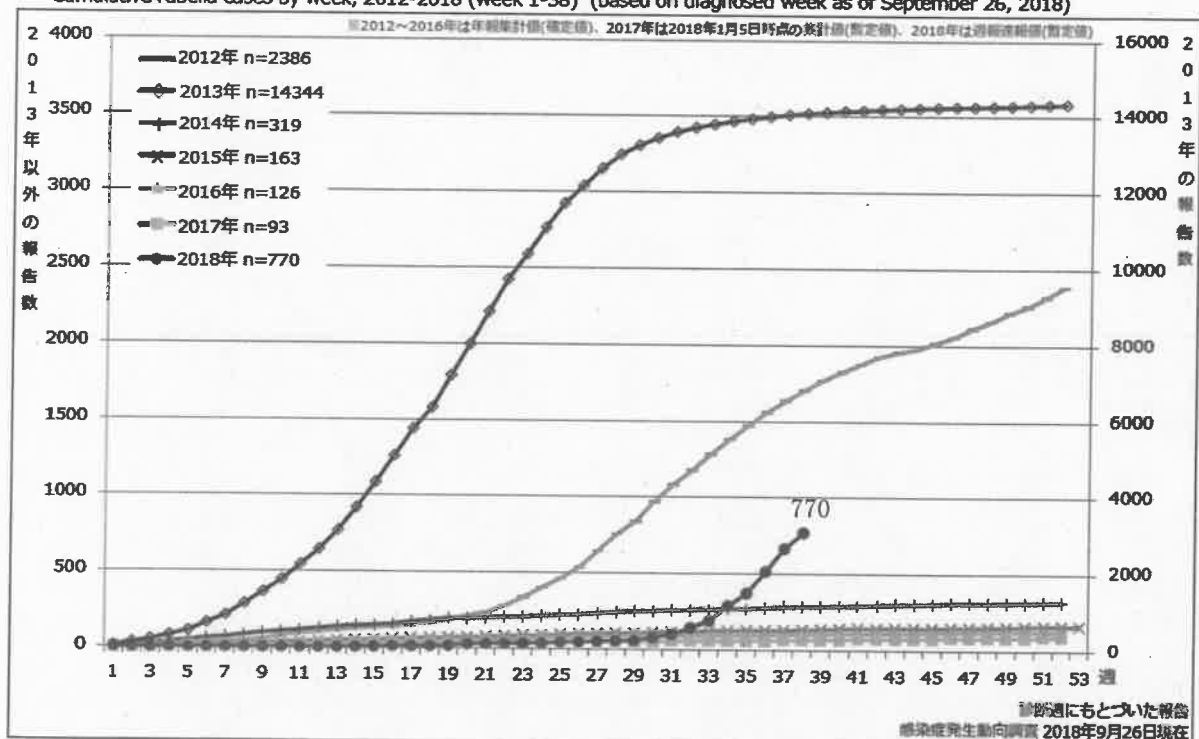
(2018 年 9 月 28 日大阪府報道提供資料より)

【全国での感染症発生状況】

(「風疹急増に関する緊急情報：2018 年 9 月 26 日現在」より)

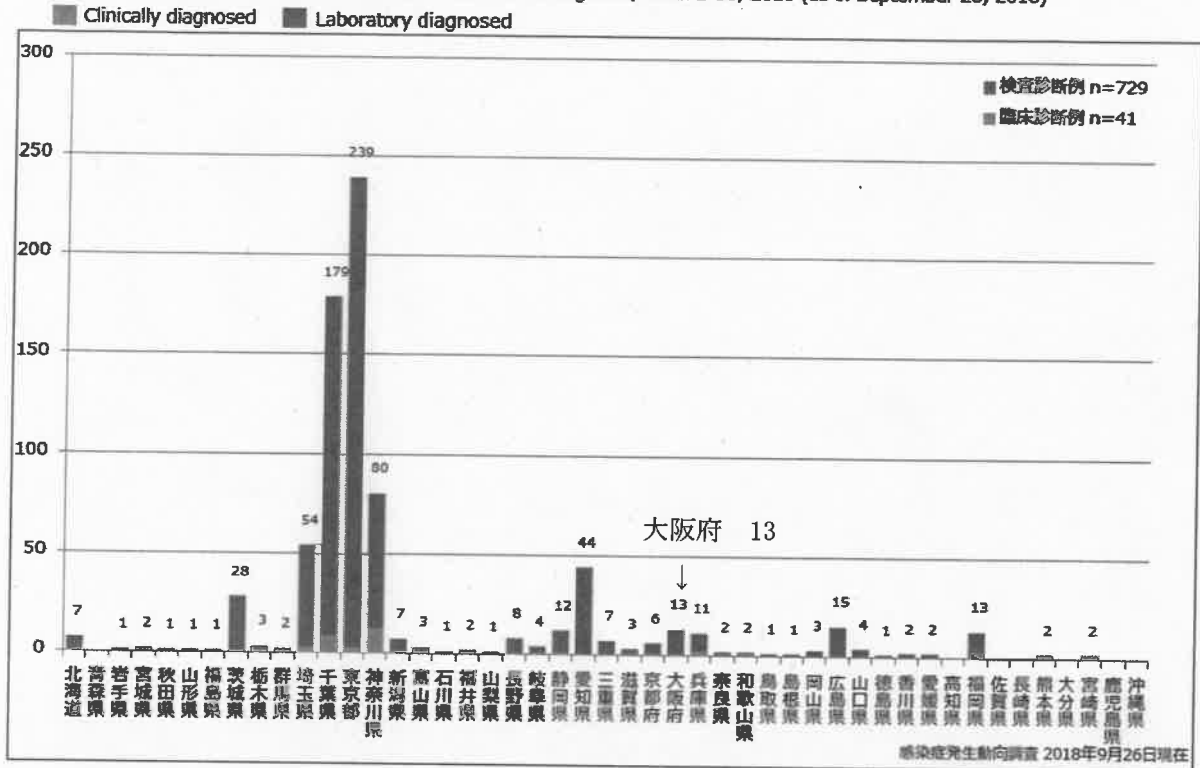
1. 風しん累積報告数の推移 2012～2018年 (第1～38週)

Cumulative rubella cases by week, 2012-2018 (week 1-38) (based on diagnosed week as of September 26, 2018)



4. 都道府県別病型別風しん累積報告数 2018年 第1~38週 (n=770)

Cumulative rubella cases by prefecture and methods of diagnosis, week 1-38, 2018 (as of September 26, 2018)



参考 URL:

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/rubella-m-111/rubella-top/2145-rubella-related/8278-rubella1808.html>

【堺市内の発生状況】

- ・平成 30 年 9 月 30 日現在 2 例の届出有

法・通知関係の報告

【発生動向調査に係る法令改正について】

- 平成30年1月1日付で、風しんと百日咳に関する法令改正
(平成29年12月15日 健感発1215第1号、同日付健感発1215第2号)
届出に関する主な変更点
 - ・風しん：「7日以内に報告」⇒「直ちに」報告
「患者の年齢、性別等」⇒「患者の氏名、年齢、性別、職業、住所等」
 - ・百日咳：「5類定点報告」⇒「5類全数報告」
- 平成30年5月1日付で急性弛緩性麻痺に関する法令改正
(平成30年4月10日 健感発0410第1号)
⇒急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）を5類全数報告疾患に追加

【感染症に係る主な通知関係】

- 腸管出血性大腸菌感染症・食中毒の予防対策等の徹底について
(平成29年9月13日 健感発0913第1号)
参考：腸管出血性大腸菌による食中毒等の調査及び感染予防対策の啓発について
(平成29年9月13日 薬生食監発0913第3号)
- 麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について
(平成30年4月11日 健感発0411第5号)
- A型肝炎患者の報告数増加に伴う注意喚起について
(平成30年7月18日 健感発0718第2号)
- 風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について
(平成30年8月14日 健感発0814第3号)

堺市感染症発生動向調査事業実施要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、感染症の患者情報及び病原体に関する情報につき一元的かつ正確な収集及び分析を行い、その結果を市民に公開し、及び医療機関へ提供することにより、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第3章の規定、及び、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の施行について」(平成11年3月19日健医発第458号)における「感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき実施する感染症発生動向調査等について必要な事項を定める。

(対象感染症)

第2条 本事業の対象となる感染症は、次のとおりとする。

1 全数把握対象感染症

[一類感染症]

- (1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 痘そう、(4) 南米出血熱、(5) ペスト、(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱

[二類感染症]

- (8) 急性灰白髄炎、(9) 結核、(10) ジフテリア、(11) 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、(12) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、(13) 鳥インフルエンザ(H5N1)、(14) 鳥インフルエンザ(H7N9)

[三類感染症]

- (15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス

[四類感染症]

- (20) E型肝炎、(21) ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。)、(22) A型肝炎、(23) エキノコックス症、(24) 黄熱、(25) オウム病、(26) オムスク出血熱、(27) 回帰熱、(28) キャサナル森林病、(29) Q熱、(30) 狂犬病、(31) コクシジオイデス症、(32) サル痘、(33) ジカウイルス感染症、(34) 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、(35) 腎症候性出血熱、(36) 西部ウマ脳炎、(37) ダニ媒介脳炎、(38) 炭疽、(39) チクングニア熱、(40) つつが虫病、(41) デング熱、(42) 東部ウマ脳炎、(43) 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)、(44) ニパウイルス感染症、(45) 日本紅斑熱、(46) 日本脳炎、(47) ハンタウイルス肺症候群、(48) Bウイルス病、(49) 鼻疽、(50) ブルセラ症、(51) ベネズエラウマ脳炎、(52) ヘンドラウイルス感染症、(53) 発しんチフス、(54) ボツリヌス症、(55) マラリア、(56) 野兎病、(57) ライム病、(58) リッサウイルス感染症、(59) リフトバレー熱、(60) 類鼻疽、

(61) レジオネラ症、(62) レプトスピラ症、(63) ロッキー山紅斑熱

[五類感染症 (全数)]

(64) アメーバ赤痢、(65) ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67) 急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)、(68) 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(69) クリプトスポリジウム症、(70) クロイツフェルト・ヤコブ病、(71) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72) 後天性免疫不全症候群、(73) ジアルジア症、(74) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(76) 侵襲性肺炎球菌感染症、(77) 水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(78) 先天性風しん症候群、(79) 梅毒、(80) 播種性クリプトコックス症、(81) 破傷風、(82) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83) バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84) 百日咳、(85) 風しん、(86) 麻しん、(87) 薬剤耐性アシネトバクター感染症

[新型インフルエンザ等感染症]

(112) 新型インフルエンザ、(113) 再興型インフルエンザ

[指定感染症]

該当なし

2 定点把握対象感染症

[五類感染症 (定点)]

(88) R S ウイルス感染症、(89) 咽頭結膜熱、(90) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(91) 感染性胃腸炎、(92) 水痘、(93) 手足口病、(94) 伝染性紅斑、(95) 突発性発しん、(96) ヘルパンギーナ、(97) 流行性耳下腺炎、(98) インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(99) 急性出血性結膜炎、(100) 流行性角結膜炎、(101) 性器クラミジア感染症、(102) 性器ヘルペスウイルス感染症、(103) 尖圭コンジローマ、(104) 淋菌感染症、(105) クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)、(106) 細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、(107) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(108) マイコプラズマ肺炎、(109) 無菌性髄膜炎、(110) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(111) 薬剤耐性緑膿菌感染症

[法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症]

(114) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状 (明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。) 若しくは(115) 発熱及び発しん又は水疱 (ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

[二類感染症]

(13) 鳥インフルエンザ (H5N1)

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は堺市とする。

(実施体制)

第4条 情報処理の総合的かつ円滑な推進を図るため、次の体制により実施する。

(1) 堺市感染症情報センター

次の事項を実施するため、堺市衛生研究所に堺市感染症情報センターを置く。

- ① 中央感染症情報センター（国立感染症研究所感染症疫学センター）との連絡調整
- ② 堺市内における患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下同じ。）の収集・分析
- ③ 都道府県情報及び全国情報と併せ、②より得られた情報等の関係医師会等関係機関への提供・公開

(2) 検査施設

本事業に係る検査施設は、堺市衛生研究所とする。検査施設は、病原体等検査の業務管理要領に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

(3) 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

定点把握の対象感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体の分離等の検査情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点を一般社団法人大阪府医師会その他関係機関と協力し、それぞれ堺市内の医療機関の中から選定する。

① 患者定点

対象感染症の患者発生状況を地域的に把握するため、人口及び医療機関の分布等を勘案の上、厚生労働省の示す基準に準拠し、概ね次のとおり選定する。

小児科定点	19か所
インフルエンザ定点（小児科定点と内科定点）	29か所
眼科定点	5か所
性感染症定点	7か所
基幹定点	2か所

② 病原体定点

病原体の分離等検査情報を収集するため、次の点に留意して医療機関の中から選定する。

(ア) 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。

(イ) 小児科定点、インフルエンザ定点、及び眼科定点の各々について、概ね10%を病原体定点とする。

(ウ) すべての基幹定点を病原体定点とする。

(エ) インフルエンザ病原体定点（指定提出機関）の選定にあたっては、小児科定点及び内科定点それぞれから、10%以上を目安として選定する。

③ 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、人口及び医療機関の分布等を勘案の上、厚生労働省の示す基準に準拠し、疑似症定点を設置する。

(4) 堺市感染症発生動向調査委員会

感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の提供及び分析についての調査審議を行うため、「堺市感染症発生動向調査委員会」を設置する。

(実施方法)

第5条 本事業の実施にあたっては、オンラインシステム（感染症サーベイランスシステム）を用い、次の方法により実施する。

(1) 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2条の(75)、(85)及び(86)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者等を診断した医師は、別に定める基準に基づき直ちに保健所感染症対策課に該当する感染症の届出様式により患者等の情報の届出を行う。

全数把握対象の五類感染症（第2条の(75)、(85)及び(86)を除く。）の患者等を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に保健所感染症対策課に該当する感染症の届出様式により患者等の情報の届出を行う。

(2) 全数把握対象感染症の検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、別記様式の検査票を添付して提供する。

(3) 患者定点となる医療機関

患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における主として臨床診断の結果をもって、患者発生状況の把握を行うものとする。

患者情報のうち、小児科定点（第2条の(88)～(97)）、インフルエンザ定点（第2条の(98)）、眼科定点（第2条の(99)及び(100)）、基幹定点（第2条の(91)、(98)、(105)、(106)、(108)及び(109)）の患者情報については1週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位とし、該当する定点の届出様式により保健所に報告をする。なお、基幹定点において、第2条の(91)の届出基準は小児科定点と異なり病原体がロタウイルスであるものに限ること、第2条の(98)の届出基準はインフルエンザ定点と異なり入院患者に限定されることに留意すること。

性感染症定点（第2条の(101)～(104)）及び、基幹定点（第2条の(107)、(110)及び(111)）の患者情報については1か月を調査単位とし、該当する定点の届出様式により保健所に報告をする。

(4) 病原体定点となる医療機関

病原体定点として選定または指定された医療機関は、厚生労働省の示す基準に準拠して、検体を採取し、別記様式の検査票を添えて検査施設（堺市衛生研究所）へ提供する。原則として調査単位は1か月とするが、第2条の(98)については、定点あたり報告数が1を超える時期には、1週間を調査単位とする。

(5) 疑似症定点

疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。

疑似症定点においては、疑似症定点届出様式により疑似症の発生状況等を報告する。

(6) 保健所

- ① 管内の医療機関から届出のあった患者情報を、遅滞なく堺市感染症情報センターに報告する。
- ② 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び五類感染症（全数）の当該患者を診断した医師から届出があった場合など、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認める

場合には、病原体の検査を堺市衛生研究所に依頼する。堺市衛生研究所で実施することが困難なもの等については、必要に応じて、他の地方衛生研究所又は国立感染症研究所に検査を依頼する。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて堺市衛生研究所と協議する。

- ③ 医療機関等に検体等の提供を依頼し、その求めに応じない場合は勧告することができる。検体採取に際しては、患者に説明し、その同意を得ることが望ましい。
- ④ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した場合は、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力する。
- ⑤ 堺市感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

(7) 堺市衛生研究所

- ① 感染症のまん延を防止するため、保健所より依頼のあった病原体の検体等を検査し、その結果を保健所を経由して、診断した医師に通知する。検査のうち、堺市衛生研究所で実施することが困難なもの等については、必要に応じて他の地方衛生研究所又は国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ② 病原体定点より提供された検体を検査し、その結果を病原体定点に通知する。
- ③ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査について、検体が提供された場合にあつては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例支援システムに入力する。鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあつては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(8) 堺市感染症情報センター

- ① 管内の患者定点及び保健所から得られた患者情報を収集し、オンラインシステムにより中央感染症情報センターへ報告する。
- ② 管内の患者定点から得られた患者情報の集計や検査情報を大阪府全体の解析評価結果と合わせて速やかに週報として、また、性感染症の患者情報の集計及び解析結果については、月報として定点医療機関、保健所等の関係機関へ還元する。
- ③ 前項の①及び②により検査された検査情報、管内病原体定点で採取の検査情報について、オンラインシステムにより中央感染症情報センターに報告する。

(その他)

第6条 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康部長が定めることとする。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

堺市感染症発生動向調査委員会規則

平成25年3月19日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、堺市感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員の構成)

第2条 条例第3条第2項に規定する委員の委嘱又は任命は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。次項及び第6条第1項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。
(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員、特別委員及び専門委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項
(守秘義務)

第8条 委員会の委員、特別委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第5条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、衛生研究所において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。